号外第二十八号

 \exists

曜

金

令和二年

五月十五日

目 次

告 示

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の減免申請期限の延長…………|

告

示

山梨県告示第百六十九号

期限が令和二年四月一日から同年六月二十九日までの間に到来するものについては、そ 第二項に規定する証紙徴収の方法によるものを除く。)の減免に係る申請のうち、その 同条例第百十五条の二第一項及び第三項に定める自動車税の種別割(同条例第百十九条 の期限を同月三十日まで延長する。 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、

令和二年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

号 外 第二十八号 令和二年五月十五日

Ш

梨

県 公

報

発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十八号
	令和二年五月十五日
印刷所(㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
н	
	11
	_